

個品割賦販売契約約款

第1章 総則

(契約約款の適用等)

第1条 豊橋ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」という）は、当社が指定する携帯電話端末の販売にあたり、この個品割賦販売契約約款（以下「本約款」という）を定め、これにより当社が別に定めるケーブルスマホサービスの加入契約を締結している者（以下「加入者」という）と商品の割賦販売に係る契約（以下「個品割賦販売契約」という）を締結します。

第2章 契約

(契約の単位)

第2条 当社は1の商品につき、1の個品割賦販売契約を締結するものとします。

(契約の条件)

第3条 個品割賦販売契約の申込みは、加入者が商品を当社から購入する場合に限り行うことができるものとします。

(契約の成立)

第4条 個品割賦販売契約は、加入者が当社所定の加入契約申込書、並びに次の各号を提出し当社が承諾したときに成立するものとします。

- (1) 加入者の本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成17年4月15日法律第31号）第9条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の加入者を特定する情報の確認を行うことをいう。以下、同じとします）のために当社が定める書類
- (2) 個品割賦販売契約を代理人に行わせる場合、その代理人が加入者から委任されていることを証する書類及び、加入者の家族である事を証する書類、並びに代理人の本人確認のために前号に定める書類
- (3) その他、申込みの内容を特定するために必要な事項の書類

2 当社は、加入契約申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- (1) 加入者が、商品代金の各回の支払い金額（以下「賦払金」という）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合
- (2) 加入者に係る個品割賦販売契約の総数が当社の定める基準を超える場合
- (3) その申込みをした者がケーブルスマホサービスに関する料金その他の債務の支払

いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合

- (4) 当社の業務遂行上支障がある場合
- (5) その他当社が不相当と判断した場合

(商品の引渡し及び所有権の移転)

第 5 条 商品は、個品割賦販売契約成立後、商品の現実の引渡しが完了したときに商品の所有権が当社から加入者に移転するものとします。

2 商品の所有権の移転前においては、加入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

(加入契約申込書記載事項の変更)

第 6 条 加入者は、加入契約申込書記載事項の変更を希望する場合には、事前に当社所定の変更申込書により当社に届け出るものとします。

2 加入者が前項の規定により変更しようとする場合、当社は第 4 条（契約の成立）の規定に準じて取り扱うものとします。

(加入者の地位の承継)

第 7 条 当社は、ケーブルスマホサービス契約約款の規定により加入契約上の地位の譲渡を禁止します。相続あるいは法人の合併により加入者の地位の承継があった場合は、承継後の新加入者は、承継を証する書面を添えてすみやかに当社に届け出るものとします。

2 地位の承継を認められた新加入者は、旧加入者の全ての権利と義務を受け継ぐものとします。

第 3 章 賦払金

(賦払金の支払い方法)

第 8 条 加入者は、賦払金を端末購入申込書記載の支払方法により、当社に支払うものとします。

2 加入者は、前項の賦払金を商品の引渡し日の属する月の翌月を起算月として 24 ヶ月間継続して支払うものとします。

(債務の履行の継続)

第 9 条 加入者は、個品割賦販売契約に基づく債務の完済までにその原因の如何に関わらず、端末購入申込書記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

2 当社は、加入者が個品割賦販売契約に基づく債務の支払を怠ったときは、ケーブルスマホサービスの加入契約を解除することができるものとします。

3 当社は、本条第 2 項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ

加入者にそのことを通知します。ただし、加入者の都合により当社から加入者に対する通知が到達しない場合は、通知なしにケーブルスマホサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。

(期限の利益の喪失)

第10条 加入者が次の各号に該当した場合は、個品割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 賦払金の支払いを遅滞し、当社からその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合
- (2) 一般の支払いを停止した場合
- (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分 of 申立て又は滞納処分を受けた場合
- (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けた場合又は自らこれらの申立てをした場合
- (5) 個品割賦販売契約が加入者にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約に係るものを除きます。）となる場合
- (6) 個品割賦販売契約上の義務に違反し、その違反が個品割賦販売契約の重大な違反となる場合
- (7) 加入者の信用状態が著しく悪化した場合

(遅延損害金)

第11条 加入者は、料金その他約款に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.5%（年365日の日割り計算による）の割合による遅延損害金を支払い期日の翌日より完済にいたるまで当社に支払うものとします。

第4章 雑則

(約款の変更)

第12条 当社は、この約款を変更することがあります。変更後の約款は当社ウェブサイト [<https://www.tees.jp>]において公表します。この場合加入者は、変更後の約款の適用を受けます。

(定めなき事項)

第13条 この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

(附則) 本約款は2025年4月1日より施行します。